

(案)

「紙・パルプ（洋紙・板紙分野）の物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する近畿地方懇談会」要綱

(名称)

第1条 本懇談会は、「紙・パルプ（洋紙・板紙分野）の物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する近畿地方懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本懇談会は、紙・パルプ（洋紙・板紙分野）の物流に携わる発着荷主、卸売業者、トラック運送事業者等の関係者が連携し、サプライチェーン全体での紙・パルプ（洋紙・板紙分野）の物流の生産性向上、発着荷主等における荷役作業時間の短縮及びトラックドライバーの労働時間改善に関する検討を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 懇談会は、学識経験者、荷主、卸売業者、トラック運送事業者等の各員（以下「委員」という。）をもって構成する。  
2. 懇談会には、委員の互選により座長を置く。  
3. 座長は、議事その他の会務を統括する。

(懇談会及び活動事項)

第4条 懇談会は目的達成のため次の活動を行う。  
(1) 紙・パルプ（洋紙・板紙分野）の物流の生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に向けた取組みに関すること  
(2) 紙・パルプ（洋紙・板紙分野）の発着荷主等における荷役作業時間の短縮  
(3) その他

(懇談会)

第5条 懇談会は、必要に応じて座長が召集する。  
2. 座長は必要に応じ、懇談会に委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。  
3. 懇談会は原則として非公開とする。

(事務局)

第6条 懇談会の運営に関する事務は、厚生労働省大阪労働局労働基準部監督課、経済産業省近畿経済産業局産業部製造産業課及び国土交通省近畿運輸局自動車交通部貨物課が共同で行うものとする。

(その他)

第7条 これに定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

(附 則) この規約は、令和元年11月25日から施行する。